

資本への課税

消費を課税とするのは適当か？

貯蓄への課税はどのような影響をもつか？

金融資産にどのように課税すべきか？

課税ベース

支出税

適格資産方式

前払方式

持ち家の帰属家賃

遺産動機

実効税率

凍結効果

課税ベースの選択

所得か 消費か

所得 = 消費 + 貯蓄だから、

所得課税と消費課税の違いは貯蓄に課税するか否か

2期間モデルで考える

消費者は0期と1期に生きる

遺産は存在しない(当面の議論で仮定)

$$w_0 = c_0 + s$$

$$rs + w_1 = c_1 - s$$

w 賃金所得 c 消費 s 貯蓄

課税ベースと直接税・間接税を混同しないこと

所得を課税ベースとする付加価値税や、消費を課税ベースとする直接税も理論的には考えることができる

所得税

$$(1-t)w_0 = c_0 + s$$

$$(1-t)(rs + w_1) = c_1 - s$$

$$c_0 + c_1 / [1 + (1-t)r] = (1-t)[w_0 + w_1 / [1 + (1-t)r]]$$

所得税の貯蓄に与える影響(税引き後利子率の低下を通して)

代替効果 貯蓄が減少

所得効果 貯蓄が増加

貯蓄の利子率への反応は確定できない

貯蓄が利子に非弾力的であっても超過負担は発生する(労働への課税の議論と類似)

多期間モデルを想定すると、利子率に負に反応する可能性が高まる

$$w_0 + \frac{w_1}{1+(1-t)r} + \frac{w_2}{[1+(1-t)r]^2} + \frac{w_3}{[1+(1-t)r]^3} + \dots$$

利子率が低下すると、将来の賃金所得の価値がより高まり、消費が増えるから

支出税(直接税としての消費課税)の実現方法

(1) 適格資産方式

税務当局が認めた資産の増加は非課税とする

$$(1-t)(w_0 - s) = c_0$$

$$(1-t)(w + rs + s) = c_1$$

(2) 前払方式

利子所得を非課税とする・賃金所得のみに課税する

$$(1-t)w_0 = c_0 + s$$

$$rs + (1-t)w_1 = c_1 - s$$

生涯所得への課税

$$Y^* = w_0 + w_1 / (1+r)$$

$$Y^* = c_0 + c_1 / (1+r)$$

消費税は生涯所得への課税に等しい

支出税の実現可能性

[否定的な意見]

適格資産方式では、税務当局が資産をすべて把握することが困難である。

[肯定的な意見]

前払方式では、賃金所得だけが捕捉できればいい。

所得税では持ち家の帰属家賃が課税できないが、支出税では前払方式では適切に課税されている。

持ち家の帰属家賃

自宅を他人に貸した場合には家賃収入が課税されるが、自分が住めば課税されない。

国民経済計算では、持ち家の貴族家賃は、推計して所得に計上している。

遺産が存在する場合

生涯所得+親世代からの遺産=生涯消費+子世代への遺産

より広い問題として、移転所得への課税の問題

例: 寄付金への課税

(国民経済計算では移転所得は国民所得として計上されない)

遺産はどのような動機で残されるか?

- 1 利他的動機 u (自分の消費, 子世代の効用)
- 2 遺産が消費財 u (自分の消費, 遺産)
- 3 寿命が不確実なための使い残し
- 4 子供の世話への対価

遺産の動機によって、税制の取り扱いも、課税の影響も変わってくる

所得税での資本への課税

利子所得 20%源泉分離課税(国税15%, 地方税5%)

1988年までは配当所得と同形式の課税, マル優(少額貯蓄非課税制度)あり

配当所得 総合課税(20%源泉徴収)

少額配当は, 35%源泉分離課税, 20%源泉徴収・確定申告不要を選択できる

雑所得 割引債の償還差益は, 18%源泉分離課税

譲渡所得 申告分離課税 譲渡益×26%

2003年3月まで, 源泉分離課税(譲渡代金×5.25%×20%)を選択できる

1989年までは原則非課税

1980年代までは利子・譲渡所得を優遇

労働所得との格差を縮小する方向への税制改革(総合課税へ近づく)

現在は, 金融所得の種類による税制の取り扱いの違いを問題視

金融所得として大括りして, 統一的な課税をする提案

利子所得とインフレーション

実質利子率の考え方

(A) 名目利子率5%, インフレ率が0%の場合, 現在財を1単位あきらめると, 将来財1.05単位を手に入れられる

(B) 名目利子率10%, インフレ率が0%の場合, 現在財を1単位あきらめると, 将来財1.1単位を手に入れられる

(C) 名目利子率10%, インフレ率が5%の場合, 現在財を1単位あきらめると, 将来財1.05単位を手に入れられる

実質利子率 = 名目利子率 - インフレ率

利子所得税は名目利子所得に課せられる

税率を20%とすると, 税引き後実質利子率は,

(A) 4%

(C) 3%

税引き前実質利子率が同じでも, インフレ率が高いと税引き後実質利子率が低下する(実効税率が上昇する)

キャピタルゲイン税と凍結効果 (Lock-in effect)

実現されたキャピタルゲインに課税するため、長期保有が有利になる
0期に株を購入、株価は1期に $1+g_1$ 、2期に $(1+g_1)(1+g_2)$ 倍に
実現されたキャピタルゲインに課税(税率 t)

税引き後収益率

1期に売却し、他の資産(収益率 r)で運用した場合

$$[1+(1-t)g_1][1+(1-t)r]$$
$$=(1+g_1)(1+r)-t[[1+(1-t)r]g_1+(1+g_1)r]$$

2期に売却した場合

$$(1+g_1)(1+g_2)-t[(1+g_1)(1+g_2)-1]$$
$$=(1+g_1)(1+g_2)-t[g_1+(1+g_1)g_2]$$

$g_2 < r$ でも株を保有しようとする

保有期間に中立的なキャピタルゲイン税

- (1) 未実現のキャピタルゲインに課税する
- (2) 実現時に、1期のキャピタルゲインは利子をつけて徴収